栄 区 連 会 配 布 資 料（ 4月 ）

資料No. 1

栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和4年			令和3年 3月末累計	対前年比(件)
	3月件数	先月末累計	3月末累計		
全認知件数	33	44	77	94	−17
凶悪犯	0	1	1	1	0
粗暴犯	0	2	2	3	−1
窃盗犯	21	26	47	63	−16
侵入盗犯	1	1	2	17	−15
空き巣	0	0	0	3	−3
その他	1	1	2	14	−12
乗り物盗	6	9	15	8	7
自転車	5	8	13	5	8
オートバイ	1	1	2	2	0
自動車	0	0	0	1	−1
非侵入窃盗	14	16	30	38	−8
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	3	2	5	5	0
車上ねらい	2	2	4	8	−4
自動販売機ねらい	0	0	0	2	−2
その他	9	12	21	23	−2
知能犯	7	5	12	8	4
詐欺	7	5	12	3	9
その他	0	0	0	5	−5
風俗犯	0	1	1	3	−2
その他の刑法犯	5	9	14	16	−2
占有離脱物横領	0	0	0	1	−1

※ 参考事項

- ○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- ○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- ○ 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- ○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- ○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- ○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和4年3月末現在(暫定値) 7,239件(前年比 −745件、−9.3%)

2　刑法犯検挙状況(3月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	170	15	45.2%
窃盗犯	160	6	29.3%

3　人身交通事故発生状況(3月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	44	−10件	18件	11件
死者	0	±0	0	0
負傷者	60	−2人	10人	14人

4　特殊詐欺の認知状況

令和4年3月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	379	6億2,887万円
オレオレ詐欺	162	3億9,513万円
預貯金詐欺	49	3,914万円
架空料金請求詐欺	16	2,705万円
融資保証金詐欺	2	180万円
還付金詐欺	84	1億497万円
その他の手口	1	10万円
キャッシュカード詐欺盗	65	6,065万円

令和4年3月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	11	1845万円
オレオレ詐欺	7	1138万円
預貯金詐欺	3	508万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	1	199万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5　警察からのお知らせ

(1)　高齢者が関係する交通事故が多発しています。
3月末現在高齢者が関係する交通事故は全体の40.9%と非常に高くなっています。
高齢者の横断中の事故が多いので、反射材の着用と横断歩道の横断をお願いします。
また、運転免許自主返納制度もありますので、少しでも運転に不安を覚えたら運転免許の自主返納を検討して下さい。
二輪車事故も全体の25.0%と高い割合です。
被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。
☆　横断歩道は歩行者優先　ルールを守った正しい横断、反射材の着用が交通事故防止の第1歩です。
☆　新入学のシーズンです。7歳の児童が交通事故に遭う件数がとても高くなっています。
子供を見かけたら「まず減速」を心がけてください。

(2)　新型コロナウイルスの影響による社会・経済情勢の変化により、特殊詐欺や悪質商法等の犯罪の増加が懸念されます。
県警察では4月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて、住民の方が希望される場合において、県警察ホームページでも掲載している実際の犯人との音声データの視聴をしていただくなどの特殊詐欺被害防止や事故に遭わないための情報発信活動を推進致します。
警察官はマスクの着用、丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒など感染予防対策を徹底します。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願い致します。

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、3月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町						2		1		3
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷 1丁目						1		1	2	4
	小菅ヶ谷 2丁目										0
	小菅ヶ谷 3丁目									1	1
	小菅ヶ谷 4丁目										0
	小山台 1丁目					1					1
	小山台 2丁目										0
上郷	犬山町									2	2
	尾月									2	2
	上之町									1	1
	亀井町										0
	桂台東								1	1	2
	桂台西 1丁目										0
	桂台西 2丁目										0
	桂台南 1丁目									1	1
	桂台南 2丁目									2	2
	桂台北										0
	桂台中									1	1
	公田町								3	4	7
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						2				2
	笠間2丁目						1			3	4
	笠間3丁目	1					1			1	3
	笠間4丁目						1		1		2
	笠間5丁目						1		1		2
田谷	田谷町	1						2		2	5
	金井町									1	1
	長尾台町										0

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目									1	1
	中野町										0
	若竹町									1	1
	柏陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 2丁目					1				1	2
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町						2			4	6
上郷・庄戸	野七里 1丁目								1	3	4
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目									1	1
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町									1	1
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目							1			1
	本郷台 5丁目							1			1
	飯島町						1		2	5	8
	長沼町						1			3	4
合計		2	0	0	0	2	13	4	11	45	77

栄区内の火災・救急状況について

資料No. 2

区連会3月定例会議資料
令和4年4月20日
栄　消　防　署

火災情報

令和４年３月31日現在

栄　区　内

火災発生状況

年別		令和４年 3月	令和４年 累計	令和３年	増△減
件数		1	7	5	2
火災種別	建物	1	6	5	1
	林野	0	0	0	0
	車両	0	1	0	1
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
損害	焼損床面積	51	65	211	△ 146
	死者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	3	3	3	0

横　浜　市　内

火災発生状況

年別		令和４年	令和３年	増△減
件数		181	231	△ 50
火災種別	建物	122	157	△ 35
	林野	0	0	0
	車両	17	12	5
	船舶	0	1	△ 1
	航空機	0	0	0
	その他	42	61	△ 19
損害	焼損床面積	1,830	5,483	△ 3,653
	死者	7	11	△ 4
	焼死等	6	11	△ 5
	放火自殺	1	0	1
	負傷者	30	41	△ 11

主な出火原因

	種別	令和４年	令和３年	増△減
1	電気機器	2	0	2
2	たばこ	1	0	1
3	溶接機・切断機	1	0	1
4	配線器具	1	0	1
5	その他（調査中含む）	2	5	△ 3

主な出火原因

	種別	令和４年	令和３年	増△減
1	たばこ	31	41	△ 10
2	放火(疑い含む)	26	39	△ 13
3	ストーブ	16	17	△ 1
4	電気機器	16	11	5
5	こんろ	15	22	△ 7

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	1	本郷第三地区	0
笠間地区	1	上郷西地区	0
小菅ケ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	5	連合未加入	0
		合　計	7

【3月中の火災】
22日　建物火災　田谷町　2階建て共同住宅の一室51㎡焼損、負傷者3名発生

救急情報

令和４年３月31日現在

栄　区　内 救急状況				
年　別	令和４年		令和３年	増△減
	３月	累計		
件　数	575	1,840	1,475	365
急　病	418	1,340	1,033	307
交通事故	17	59	59	0
一般負傷	103	360	307	53
その他	37	81	76	5

横　浜　市　内 救急状況			
年　別	令和４年	令和３年	増△減
件　数	57,588	46,607	10,981
急　病	40,644	31,629	9,015
交通事故	2,012	2,067	△ 55
一般負傷	10,528	8,707	1,821
その他	4,404	4,141	263

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

気をつけて！家庭の中の小さな危険

こんな経験ありませんか？

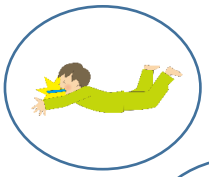

事故予防対策

☆部屋の中は整理整頓!
☆電化製品等のコード類は、人の通らないところに設置しましょう。
☆階段の付近は明るくし、滑り止めや手すりをつけましょう。
☆靴下やスリッパは滑りにくいものを履きましょう。

《急な病気やけがで受診の相談をしたいときは・・・》

横浜市救急相談センター（＃７１１９） 医療機関案内/救急電話相談

☎＃７１１９（携帯電話、PHS、プッシュ回線） ＜年中無休・24時間対応＞

または　０４５－２３２－７１１９（すべての電話で利用可）

お問合せ先　栄消防署総務・予防課 予防係　　☎／FAX　８９２－０１１９

資料No.. 3

令和４年４月２０日

自治会・町内会会長各位

日本赤十字社栄区地区委員会
委員長　冨士田学

令和４年度日赤活動資金募集について（お願い）

平素から赤十字事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和３年度は事業推進の基盤である日赤活動資金募集にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として別紙のとおり募金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、日赤の関係書類等を下記のとおり送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

（１）令和４年度日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）
（２）令和４年度日赤会員増強運動資材一覧表（地区別）

【募集期間】５月１日～６月３０日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記募集期間中に緊急事態宣言等発令された場合には、各自治会・町内会様の状況に合わせて時期をずらしてご協力いただければと思います。皆さまの健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の活動資金については令和４年８月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金　午前９時～午後５時

（資材についてのご要望（追加等）がありましたら下記事務局までご一報ください。なお、資材等の余剰分については、貴会で処分していただいてかまいません。）

※なお、ゆうちょ銀行を利用した現金での払い込みについては、別紙をご参照願います。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会　　担当：平野・根岸
栄区桂町２７９－２９（栄区社会福祉協議会内）
TEL ８９４－８５２１　　FAX ８９２－８９７４

令和4年度日赤活動資金目標額

日赤活動資金目標額　　7,805,400　円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
日赤活動資金	豊田	9,232	1,846,400
	笠間	5,836	1,167,200
	小菅ヶ谷	5,530	1,106,000
	本郷中央	6,486	1,297,200
	本郷第三	4,459	891,800
	上郷西	3,456	691,200
	上郷東	3,353	670,600
	小計	38,352	7,670,400
その他	事務局	－	135,000
合　計		－	7,805,400

※実施期間：令和4年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和4年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額：日赤活動資金　対象世帯数×200円

令和４年４月２０日

自治会・町内会会長各位

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会　長　　田中　健次

令和４年度　区社協協力金について（お願い）

平素から栄区社会福祉協議会事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和３年度は地域福祉推進の基盤となる区社協協力金にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

金　額　　：　１世帯あたり３２円
地区別依頼額　：　別添「予定額一覧表」のとおり

【募集期間】５月１日～６月３０日
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記募集期間中に緊急事態宣言等発令された場合には、各自治会・町内会様の状況に合わせて時期をずらしてご協力いただければと思います。皆さまの健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の活動資金については令和４年８月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金　午前９時～午後５時
（日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます。）

※なお、ゆうちょ銀行を利用した現金での払い込みについては、別紙をご参照願います。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会　　担当：平野・根岸
栄区桂町２７９－２９（栄区社会福祉協議会内）
TEL ８９４－８５２１　　FAX ８９２－８９７４

令和4年度　区社協協力金目標額

区社協協力金目標額　　1,248,864　円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
区社協協力金	豊田	9,232	295,424
	笠間	5,836	186,752
	小菅ヶ谷	5,530	176,960
	本郷中央	6,486	207,552
	本郷第三	4,459	142,688
	上郷西	3,456	110,592
	上郷東	3,353	107,296
	小計	38,352	1,227,264
その他	事務局	－	21,600
合　計		－	1,248,864

※実施期間：令和4年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和4年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額：　区社協協力金　対象世帯数×32円

【別紙】

ゆうちょ銀行での現金による払込みについて

各種会費および募金の、ゆうちょ銀行での現金払込みについては、令和４年１月２０日開催の「栄区連合町内会１月定例会」を通して自治会町内会長様宛にご案内させていただいておりますが、改めてご案内申し上げます。内容は以下のとおりです。

１　払込み料金の加算

現金による払込みサービスのご利用１件につき、加算料金 110 円を払込人が支払うことになります。

２　硬貨取扱料金の新設

ゆうちょ銀行窓口への硬貨お持込みの場合、枚数に応じた料金がかかります。

- 1～50 枚　　無　料
- 51～100 枚　　550 円
- 101～500 枚　　825 円
- 501～1,000 枚　　1,100 円(1,001 枚以上 500 枚毎に 550 円加算)

※窓口では、ご入金額以外に、別途振込料金を用意する必要があります。

義援金等以外、上記１・２の料金のお支払いが必要となりますので、ゆうちょ銀行で現金での払込み時には、恐縮ですがご負担をお願いいたします。自治会町内会で募った金額の一部を手数料に活用いただいても結構です。ご入金いただいた金額を「募金額」とさせていただきます。

なお、区社協窓口へ現金をご持参いただく場合は手数料等の加算金が掛かりませんので、改めてご案内申し上げます。（区社協では、自動小銭選別機を購入済です。）

いろいろとご不便お手数をおかけし誠に恐縮ではございますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会
（栄区区社会福祉協議会）

資料 No. 4
栄区区連会資料
令和4年4月20日
国土交通省横浜国道事務所
東日本高速道路(株)横浜工事事務所
横浜市道路局

令和4年度　横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について（R4.4.20）

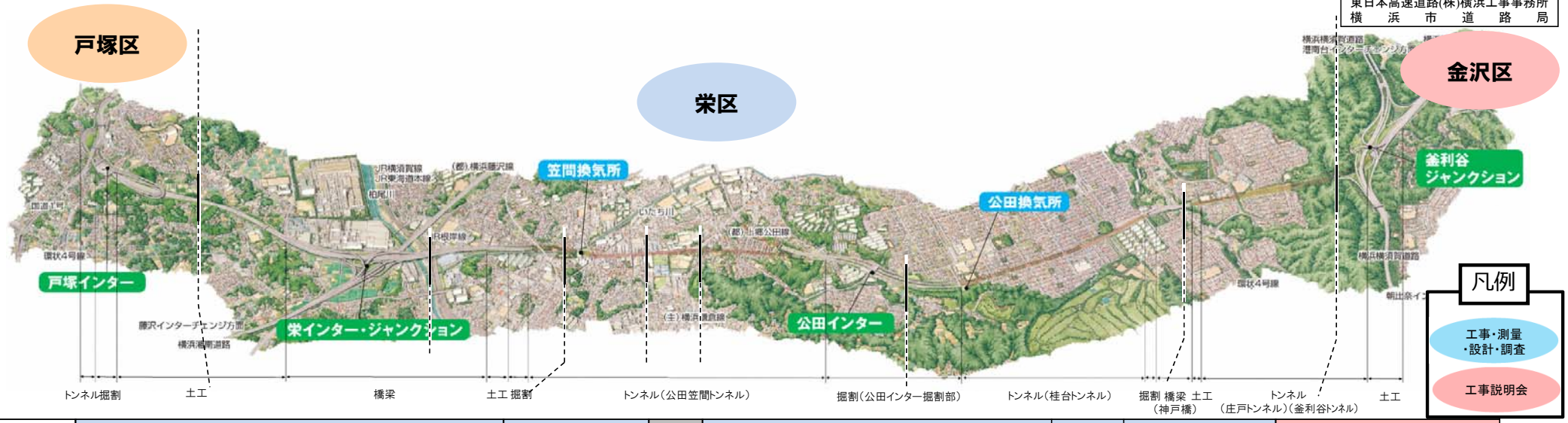

連合等		豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷（金沢区）
事業者施行区間		国土交通省施行区間				東日本高速道路㈱施行区間						
		横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区			桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区
横浜国道事務所・NEXCO 高速道路事業	R3年度以前	●小雀高架橋上・下部工事 ●トンネル工事	●戸塚IC工事 ●田谷地区下部工事	●栄ICJCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事		●公田笠間トンネル工事（H28.4～）			●公田インターチェンジ工事（R3.4～）	●桂台トンネル工事(H27.4～) ●神戸橋(PC上部工)工事（R2.12～）	●釜利谷庄戸トンネル工事（R3.2～）	●釜利谷ジャンクションFランプ橋（鋼上部工）工事(R2.10～) ●釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事(R3.10～)
	第1四半期									●神戸橋(PC上部工)工事 工事説明会		
	第2四半期											
	第3四半期											
	第4四半期									●桂台トンネル管理用地下構造物工事		
横浜市 関連街路事業	事業名	「横浜藤沢線」	「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線（田谷交差点改良）」「笠間交差点改良」「環状4号線[原宿六浦]（笠間～鎌倉女子拡幅）」					「上郷公田線（公田地区）」		「上郷公田線（上郷・桂台地区）」「環状4号線（神戸橋改良）」		
	第1四半期	●水路切り回し工事【横浜藤沢線】（戸塚区小雀町地内）	●水路切り回し工事【横浜藤沢線】（栄区田谷町地内）			●笠間交差点改良工事（R2.8～）		●（仮称）桂町トンネル工事（R2.2～R6.3）		●設計 関係機関との協議を行い、道路の設計を進めます		
	第2四半期			●農水路切り回し工事【田谷線】（栄区田谷町地内） ●【横浜藤沢線】【田谷線】工事計画説明会								
	第3四半期											
	第4四半期			●【横浜藤沢線】【田谷線】工事計画説明会								

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。また、昨今の状況を鑑み、説明会の実施方法等については適切に対応します。

問合せ先　横浜市 道路局横浜環状道路調整課　045-671-2759

横浜環状南線事業の進ちょく状況について≪参考≫

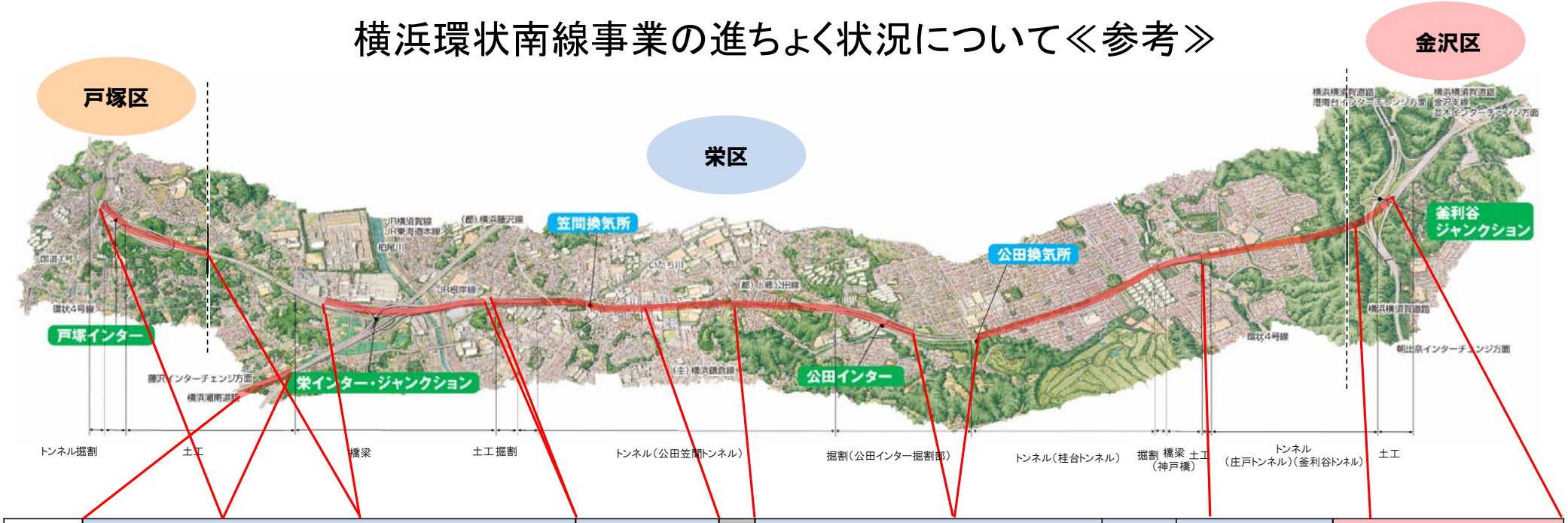

連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路㈱施行区間						
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区		桂公田工事区	上郷桂台工事区		庄戸工事区	釜利谷工事区
沿線工事の状況	 『小雀地区トンネル工事』トンネル工事(シールドマシン掘進)を行っています。 『小雀地区高架橋上部工事』 橋梁の上部工の桁製作や架設を行っています。	 『戸塚IC工事』 インターチェンジの改良工事を行っています。 『田谷地区下部工事』 高架橋の下部工事を行っています。	『栄IC・JCTJR跨線橋梁工事』(飯島町地内) インターチェンジ・ジャンクションの橋梁部分の上部工の架設を行っています。 『栄IC・JCT橋梁上部工事』 田谷町地区内にて インターチェンジ・ジャンクションの橋梁部分の橋脚構築等を行っています。		 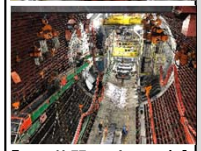 『公田笠間トンネル工事』 シールドトンネルの掘削をしています。 回転立坑の内部構築工事を行っています。		 『公田インターチェンジ工事』 函体構築のための土留工の施工をしています。	 『桂台トンネル工事』 シールドトンネルの掘削をしています。	 『釜利谷庄戸トンネル工事』 トンネルの掘削をしています。	 『釜利谷ジャンクションFランプ橋(鋼上部工)工事』 橋梁部の施工をしています。 『釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事』 トンネル工事のため準備工事を行っています。

資料 No.5
栄区区連会資料
令和4年4月20日
東日本高速道路(株)
横浜工事事務所

各 位

令和４年４月吉日
東日本高速道路（株）　関東支社
横浜工事事務所　上郷桂台工事区

横浜環状南線　神戸橋（ＰＣ上部工）工事に関する説明会について
（お知らせ）

平素より、横浜環状南線事業に対し多大なる、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和４年６月から神戸橋（ＰＣ上部工）工事の現場作業着手の予定となります。つきましては当工事に関する説明会を下記のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

１．日時・会場

内容	日時	会場
横浜環状南線　神戸橋（ＰＣ上部工）工事に関する説明会	５月中旬開催 （詳細日時は調整中）	工事受注者の現場事務所会議室（詳細は調整中）

２．主催者　　東日本高速道路（株）　横浜工事事務所

３．工事概要　　裏面記載のとおり

４．対象　　上郷町内会、上郷ネオポリス自治会、港南台コートハウス　計３町内会

※新型コロナウイルス感染防止策として、以下の対策を実施します。
- 発熱（37.5度以上）がある方、体調のすぐれない方への参加のご遠慮
- 来場者及びスタッフのマスク常時着用
- 来場者の手指アルコール消毒及び検温の実施
- 社会的距離確保のため座席間隔確保

５．問合せ先　東日本高速道路（株）横浜工事事務所　代表　TEL045-439-0180

■横浜環状南線　神戸橋(PC上部工)工事概要

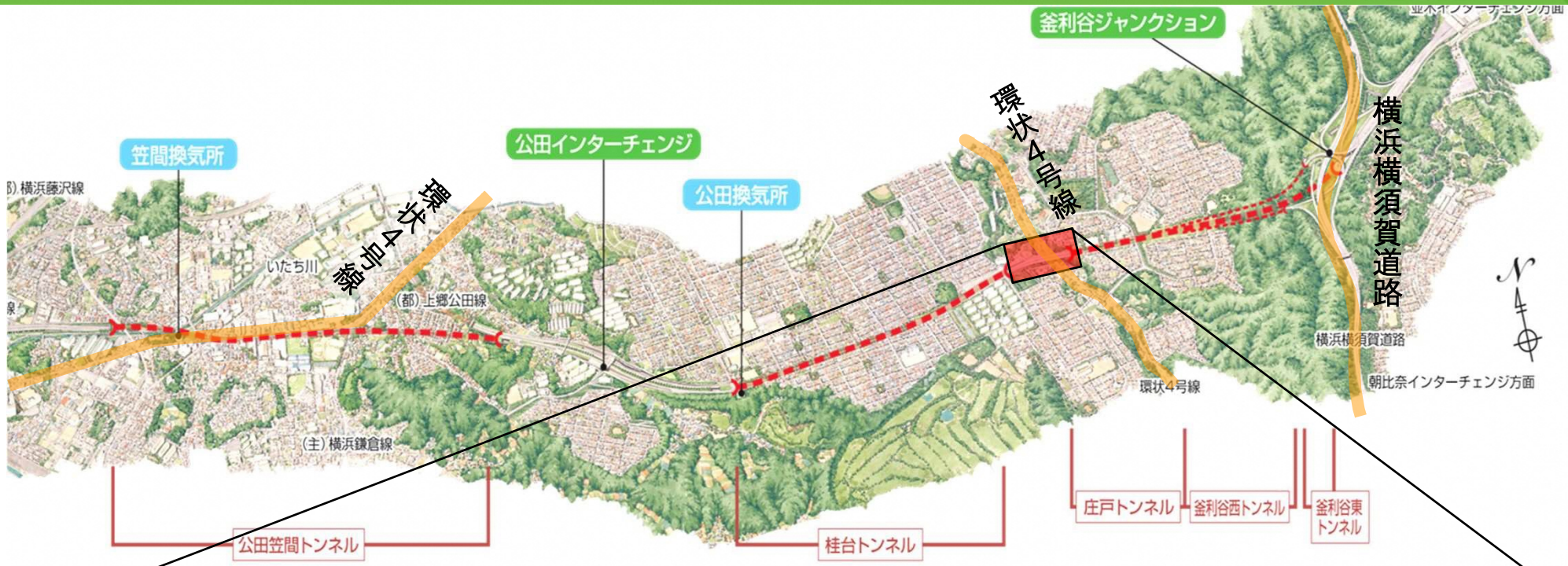

神戸橋(PC上部工)工事

NEXCO 東日本

資料No. 6

区連会説明資料
令和４年４月２０日
資源循環局栄事務所

令和3年度 栄区ごみ量の報告について

区民の皆様には、日頃から、ごみの分別や減量にご協力いただき、ありがとうございます。
栄区の令和3年度の家庭ごみ収集量は、いずれも前年に比べ減少しております。
燃やすごみは、563トン、率にして3.0％減少、缶・びん・ペットボトルは、14トン、率にして0.8％減少、プラスチック製容器包装は、16トン、率にして0.9％減少しました。
毎年、5月になりますと、庭の剪定枝や雑草が大量に出て、「燃やすごみ量」を押し上げています。集積場所にはすぐに出さず、2～3日置いておくと、自然乾燥し水分が減少します。
今後も引き続き、分別の徹底と水切りにご協力をよろしくお願いいたします。

【栄区】令和3年4月1日～令和4年3月31日の家庭ごみ収集量

1　燃やすごみ　　【単位:t】

	令和3年度	令和2年度	増減	
			量	比
栄 区	**18,209**	18,771	▲ 563	▲3.0%
18区合計	**547,047**	566,582	▲ 19,535	▲3.4%

2　缶・びん・ペットボトル　　【単位:t】

	令和3年度	令和2年度	増減	
			量	比
栄 区	**1,736**	1,750	▲ 14	▲0.8%
18区合計	**56,973**	57,965	▲ 992	▲1.7%

3　プラスチック製容器包装　　【単位:t】

	令和3年度	令和2年度	増減	
			量	比
栄 区	**1,825**	1,842	▲ 16	▲0.9%
18区合計	**53,970**	54,757	▲ 787	▲1.4%

市連会４月定例会説明資料
令和４年４月１２日
資源循環局政策調整課

令和３年度　家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

１　家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量　【単位：トン】

	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	プラスチック製容器包装
令和３年度	547,047	56,973	53,970
令和２年度	566,582	57,965	54,757
増減	▲19,535 （▲3.4%）	▲992 （▲1.7%）	▲787 （▲1.4%）

２　令和４年度に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。

今後も引き続き、ごみ処理をしっかりと継続し、安全安心な市民生活と事業活動を支えていきます。

担　　当：資源循環局政策調整課
電　　話：６７１－２５０３
ＦＡＸ：５５０－４２３９
Ｅメール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

資料Ｎｏ．７

区連会４月定例会資料 令和４年４月20日 総　　務　　課

栄選管第１号
令和４年４月20日

各地区連合町内会長　様

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長　　込　山　光　雄

令和４年７月10日執行（想定）第26回参議院議員通常選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦等について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年の横浜市長選挙及び衆議院議員総選挙につきましては、皆様の多大なる御協力により適正に執行することができましたことをあらためてお礼申し上げます。

御承知のとおり、今夏、参議院議員通常選挙が執行されます。選挙期日はまだ決定しておりませんが、当委員会では**令和4年７月10日（日）を執行期日と想定し**、準備を進めております。

つきましては、投票所における投票管理者及び投票立会人として従事していただく方々の御推薦をお願いしたいと存じます。

御多忙の折、誠に恐れ入りますが、**同封しました内申書に必要事項を御記入の上**、栄区選挙管理委員会まで御返送くださいますようお願い申し上げます。

１　投開票日（想定）
令和４年７月10日（日）

２　依頼人数
各投票所とも、**投票管理者１名及び投票立会人２名**
※ 詳細については、投票区（投票所）別推薦依頼人数一覧表をご覧ください。

３　返送期限
令和４年５月18日（水）までに、同封の返信用封筒にて御返送願います。

４　推薦に際し、特にお願いする点
(1)　投票管理者・立会人は、選挙権を有することが必要です。
(2)　**投票管理者・立会人は、在職中に選挙運動をすることができません。**特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けていただきますようお願いします。

※ 上記のほか、添付資料の『投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点』についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【裏面あり】

５　今後のスケジュール（参考）

日付	内容
４月 20 日(水)	区連会にて、投票管理者・立会人推薦依頼
５月 18 日(水)	投票管理者・立会人推薦にかかる内申書　返送期限
上記「内申書の返送」以降	≪投票管理者あて≫ ・投票管理者選任通知の送付 ・**投票事務従事者** の推薦依頼（**1投票所につき　7名**　）
６月 10 日(金)	**投票事務従事者推薦期限**
６月 17 日(金)	投票管理者・事務主任（区役所の各投票所担当職員）打合せ会

６　添付資料

(1)　投票区（投票所）別推薦依頼人数一覧表
(2)　投票管理者・投票立会人内申書（※こちらに記入の上、御返送ください。）
(3)　投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点
(4)　投票所設置場所一覧表
(5)　公職選挙法（抜粋）

７　その他

(1)　啓発活動

栄区は、横浜市内でも高い投票率を維持しております。（Ｒ１参院選 52.84%･市内２位、Ｒ３市長選 52.22%･市内１位、Ｒ３衆院選 60.19%･市内２位）

今回の選挙においても、選挙ＰＲポスターの掲出等、啓発活動への御協力についてもあわせてお願い申し上げます。

※ 選挙 PR ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会長様あて別途郵送させていただきます。

(2)　臨時期日前投票所の変更(情報提供)

今回の選挙から、臨時期日前投票所が港南台 214 ビルから **イトーヨーカドー桂台店へ変更** となります。

なお、当日投票所への歩行による来場が困難な選挙人については、公職選挙法第四十八条の二により、期日前投票が利用できることが定められていますので、**お車での来場が必要な場合は、期日前投票をご利用ください。**

担当　栄区選挙管理委員会事務室　須藤
電話　894-8315
Ｅメール　sa-toukei@city.yokohama.jp

投票区（投票所）別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名
1	千秀センター	1	2	・金井町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会 自治会
2	長尾台町内会館	1	2	・長尾台町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会 自治会
3	飯島小学校	1	2	・飯島団地自治会 ・飯島ひかりが丘自治会 ・飯島町内会 ・エコヒルズ横浜自治会 ・ワンダースケープ自治会	豊田連合町内会 自治会
4	長沼町内会館	1	2	・長沼町内会 ・コープ野村戸塚長沼自治会 ・かいがら坂ハイツ自治会	豊田連合町内会 自治会
5	小菅ケ谷小学校	1	1	・百合ヶ丘自治会 ・富士見台自治会 ・飯島町内会 ・本郷台自治会 ・栄リベラヒルズ自治会 ・みどり野ハイツ自治会	豊田連合町内会 自治会
		0	1	・小菅ヶ谷西谷戸町内会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
6	本郷台小学校	1	1	・本郷台自治会	豊田連合町内会 自治会
		0	1	・小菅ヶ谷第一町内会 ・小菅ヶ谷西谷戸町内会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
7	飯島町内会館	1	2	・飯島町内会 ・芙蓉台自治会 ・ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	豊田連合町内会 自治会
8	西本郷小学校	1	2	・大船富士見台自治会 ・小菅ヶ谷睦会町内会 ・春日町町内会 ・小菅ケ谷五月会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
9	笠間小学校	1	2	・大船パークタウン自治会 ・第2大船パークタウン自治会 ・第3大船パークタウン自治会 ・笠間田立町内会	笠間連合町内会 自治会
10	笠間通り町町内会　笠間会館	1	2	・笠間宮上町内会 ・笠間上町町内会 ・松ヶ丘町内会 ・笠間山王町内会 ・笠間通り町町内会 ・ライブタウン大船自治会	笠間連合町内会 自治会
11	栄区役所新館	1	2	・コープ野村湘南本郷台自治会 ・コープ野村本郷台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合 町内会自治会
		0	0	・市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
12	さかえ福祉活動ホーム	1	2	・朝日平和台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合 町内会自治会
13	公田小学校	1	2	・椎郷台町内会 ・桂公田町会 ・公田ハイツ自治会 ・湘南ハイツ自治会 ・グリーンテラス本郷台自治会	本郷中央連合 町内会自治会
14	柏陽高等学校	1	1	・市営本郷台住宅自治会 ・本郷台駅前市街地住宅自治会 ・市営小菅ヶ谷住宅自治会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
		0	1	・中野町内会	本郷第三連合町内会

投票区（投票所）別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名
15	小山台小学校	1	2	・小山台町内会 ・本郷台中央自治会 ・東武本郷台自治会	小菅ケ谷連合町内会自治会
		0	0	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会
16	本郷小学校	1	2	・鍛冶ヶ谷町内会 ・中野町内会 ・本郷富士見ヶ丘自治会	本郷第三連合町内会
		0	0	・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会
17	公田団地集会所	1	2	・公田町団地自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会
18	桂台中学校	1	2	・桂台自治会 ・桂台団地自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会
19	上郷中学校	1	2	・犬山町会 ・上之町内会	上郷西連合町会
20	上郷小学校	1	1	・亀井町自治会 ・尾月自治会 ・犬山町会	上郷西連合町会
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会
		0	1	・フローラ桂台自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会
21	桜井小学校	1	1	・若竹町内会 ・若竹山手町会 ・港南台プリンスハイツ自治会 ・ラーバン港南台自治会	本郷第三連合町内会
		0	1	・上郷町内会	上郷東連合町会
22	中野幼稚園	1	2	・元大橋町内会 ・鍛冶ヶ谷町内会 ・ローレルスクエア港南台自治会	本郷第三連合町内会
23	庄戸小学校	1	2	・東上郷青葉ヶ丘自治会 ・庄戸一丁目～庄戸五丁目町会	上郷東連合町会
24	みどりが丘会館	1	2	・上郷町内会 ・みどりが丘自治会 ・上郷台共同住宅自治会	上郷東連合町会
25	埋蔵文化財センター （旧野七里小学校）	0	1	・上郷西ケ谷団地自治会 ・上郷西ヶ谷ハイツ自治会 ・港南台コートハウス自治会	上郷西連合町会
		1	1	・上郷町内会 ・上郷ネオポリス自治会 ・長倉町自治会	上郷東連合町会
26	本郷特別支援学校	1	1	・小菅ヶ谷第一町内会	小菅ケ谷連合町内会自治会
		0	1	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会
27	かさまゆうわ館	1	2	・笠間町内会 ・笠間西南町内会 ・笠間福住町内会 ・笠間余曾根町内会 ・笠間中央町内会	笠間連合町内会自治会
28	ガーデンアソシエアリーナ	1	2	・ガーデンアソシエ自治会	笠間連合町内会自治会

投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点

栄区選挙管理委員会事務室

1 共通事項

(1)　従事場所（予定）

別紙『投票所設置場所一覧表』のとおり

(2)　服装

特に決まりはありませんが、選挙人に不快と思われない服装でお願いします。
（スーツやネクタイの必要はありません。）

2 投票管理者

(1)　要件

ア　**選挙権を有する**ことが必要です。

イ　投票管理者は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ　制度上投票当日の途中交代は可能ですが、**投票日１日を通して従事**できる方を推薦してください。

(2)　職務・従事時間など

ア　投票事務従事者の推薦

投票事務従事者の推薦をお願いします。（１投票所につき**７人**）

詳細は、区選挙管理委員会から選任通知とともに送付します。

イ　区選挙管理委員会主催の**「投票管理者・事務主任打合せ会」への出席**

打合せ会は約２時間程度です。詳細は後日文書でお知らせします。

ウ　投票日**前日の投票所設営**

設営時間は基本的に**午後１時～午後３時の２時間程度**です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

エ　投票日当日の投票事務

午前６時に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票事務に従事した後、区職員とともに開票所へ投票箱等の引継を行い、**午後９時前後に解散**となります。（休憩あり）

※ 原則として**投票所から離れられない**ことを御承知おきください。

(3) 投票所での職務

投票管理者は、投票事務の最高責任者として、投票立会人の立会いのもとに投票事務従事者（区職員・投票管理者推薦者）とともに、選挙人に投票所において正しい投票を行わせるようにすることがその役目です。また、① 投票事務が適正かつ迅速に処理されているか、② 投票の秘密が守られているか、③ 投票所内の秩序が十分保たれているか等について常に注意していただく必要があります。

＜主な職務＞

・投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受領すること

・投票立会人が２人に達しない場合に補充選任すること

・投票所内の設備等が完全であるかを点検すること

・投票所を開くこと

・選挙人名簿と対照し、選挙人が本人であるかどうか確認すること

・投票用紙の交付の適正を図ること

・投票所の秩序を保持すること

・投票の状況を選挙管理委員会に報告すること

・投票を拒否するかどうか、仮投票を許すかどうかについて決定すること

・点字投票の申し立てを受けること

・代理投票の申請を受け、その許否を決定すること

・投票所を閉じること

・投票箱を閉じること

・投票録をつくること

・投票箱、投票録等を開票管理者に送ること

・投票に関する書類や物品（開票管理者に送致したものを除く）を選挙管理委員会に引き継ぐこと

(4) 報酬（令和３年衆議院議員総選挙実績）

２６，０００円

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア　朱肉で押す印鑑

イ　弁当代 1,600 円程度（弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。）

3 投票立会人

(1)　要件

ア　**選挙権を有すること**が必要です。

イ　投票立会人は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ　制度上投票日当日の途中交代は可能ですが、投票日**１日を通して従事できる方**を推薦してください。

(2)　投票日の職務

投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参与するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

ア　投票手続全般について立ち会うこと。

イ　次の場合に意見を述べること。

・投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。

・代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

（この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。）

・代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。

ウ　投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき意見を述べること。

エ　代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。

オ　投票箱の閉鎖に立ち会うこと。

カ　投票録に署名すること。

キ　投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。

(3)　従事時間など

ア　投票日当日の投票事務

午前６時 30 分に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票の立ち会いを行っていただきます。（休憩あり）

投票立会人２人のうち、どちらか１人は投票管理者、区職員とともに開票所に投票箱等の引継を行い、**午後９時前後に解散**となります。（もう１人の投票立会人は投票事務が終了し、投票所の撤収後に解散となります。）

※ 原則として**投票所から離れられない**ことを御承知おきください。

イ　投票日前日の投票所設営

投票立会人は、投票所設営は業務に含まれておりませんが、投票所施設の確認の意味も含め、可能であれば投票所設営に立ち会ってください。

(4)　報酬（令和３年衆議院議員総選挙実績）

１２，０００円

(5)　投票日当日にお持ちいただく物

ア　朱肉で押す印鑑

イ　弁当代 1,600 円程度（弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。）

4 投票事務従事者

(1) 要件

ア　**高校生**※以上であること。（ただし、最低２人は選挙権を有する方）

※ 選挙に従事することで、**若者の主権者教育（政治意識の向上）**に役立ちます。

イ　選挙人の選挙人名簿照合作業は、パソコンで行うこととなるため、**最低１人はパソコンを使ったことがある方**を選任してください。

(2) 投票日の職務

ア　投票所入口付近での選挙人の案内

イ　パソコンによる名簿照合

ウ　「投票のご案内」への照合印の押印と案内

エ　投票用紙の交付　　など

なお、職務につきましては、設営時等に投票所担当の区職員から説明があります。

(3) 従事時間など

ア　投票日**前日の投票所設営**

設営時間は基本的に**午後１時～午後３時の２時間程度**です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

イ　投票日当日の投票事務

午前６時 30 分に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票事務に従事した後投票所の撤収を行い**午後９時頃解散**となります。（休憩あり）

※ 原則として**投票所から離れられない**ことを御承知おきください。

(4) 賃金（令和３年衆議院議員総選挙実績）

ア　投票日前日　　2,200 円

イ　投票日当日　16,600 円（税引き後）

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア　朱肉で押す印鑑

イ　弁当代 1,600 円程度（弁当希望者のみ）

(6) その他

ア　前日の投票所設営の際は器材を運んだり、当日は長い時間御従事いただくこととなるため、**体力に不安のない方**をご推薦いただきますよう、お願いいたします。

イ　御従事いただく皆様には、従事前の**ご自宅での検温やマスクの着用**等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していただきます。

※ 複数の町内会にまたがる投票区では、投票される方のプライバシー保護の観点から特定の自治会・町内会に固まらないよう御配慮いただければ幸いです。

以上、選挙事務へ御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

投票所設置場所一覧表+臨時期日前投票所

栄　区

投　票　区	所　　在　　地	名　　称
第1投票区	横浜市栄区田谷町1,662番地 千秀公園内	千秀センター会議室
第2投票区	横浜市栄区長尾台町562番地	長尾台町内会館
第3投票区	横浜市栄区飯島町771番地の2	横浜市立飯島小学校体育館
第4投票区	横浜市栄区長沼町723番地	長沼町内会館
第5投票区	横浜市栄区本郷台四丁目31番1号	横浜市立小菅ケ谷小学校体育館
第6投票区	横浜市栄区本郷台一丁目6番1号	横浜市立本郷台小学校体育館
第7投票区	横浜市栄区飯島町2,147番地	飯島町内会館
第8投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目22番1号	横浜市立西本郷小学校体育館
第9投票区	横浜市栄区笠間三丁目28番1号	横浜市立笠間小学校体育館
第10投票区	横浜市栄区笠間四丁目15番7号	笠間通り町町内会　笠間会館
第11投票区	横浜市栄区桂町303番地の19	横浜市栄区役所新館1階
第12投票区	横浜市栄区公田町635番地の16	さかえ福祉活動ホーム
第13投票区	横浜市栄区公田町354番地の3	横浜市立公田小学校体育館
第14投票区	横浜市栄区柏陽1番1号	神奈川県立柏陽高等学校1階ホール
第15投票区	横浜市栄区小山台一丁目15番1号	横浜市立小山台小学校体育館
第16投票区	横浜市栄区中野町16番地の1	横浜市立本郷小学校コミュニティハウス
第17投票区	横浜市栄区公田町740番地	公田町団地集会所
第18投票区	横浜市栄区桂台中5番1号	横浜市立桂台中学校体育館
第19投票区	横浜市栄区犬山町6番2号	横浜市立上郷中学校格技場
第20投票区	横浜市栄区犬山町6番1号	横浜市立上郷小学校図工室
第21投票区	横浜市栄区上郷町242番地の2	横浜市立桜井小学校体育館
第22投票区	横浜市栄区元大橋二丁目32番3号	中野幼稚園体育室
第23投票区	横浜市栄区庄戸一丁目15番1号	横浜市立庄戸小学校体育館
第24投票区	横浜市栄区東上郷町26番	みどりが丘会館1階
第25投票区	横浜市栄区野七里二丁目3番1号	埋蔵文化財センター（旧野七里小図書室）
第26投票区	横浜市栄区小菅ケ谷三丁目37番12号	横浜市立本郷特別支援学校体育館
第27投票区	横浜市栄区笠間二丁目18番1号	かさまゆうわ館集会室
第28投票区	横浜市栄区笠間三丁目45番	ガーデンアソシエ　クラブアリーナ 体育室

参　考

公職選挙法（抜粋）

（第１条から第３６条まで省略）

（投票管理者）

第三十七条　各選挙ごとに、投票管理者を置く。

２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

５　投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

６　投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

７　市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（投票立会人）

第三十八条　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

２　投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

３　当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

４　同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

５　投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

（第３９条以下省略）

資　　料　№.　８

区連会４月定例会資料
令和４年４月 20 日
栄　区　総　務　課

防災スピーカーからの試験放送の実施について

１　Ｊアラート（全国瞬時警報システム）試験放送の実施について

例年、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、Ｊアラート※（全国瞬時警報システム）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、情報伝達試験を実施しております。

下記の日時で、試験の実施が予定されております。試験実施の際は、区内に設置されたスピーカーよりチャイムや試験放送メッセージが流れますので、ご承知おきください。

※Ｊアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

２　実施日時

(1)令和４年５月18日（水）午前11時00分頃

(2)令和４年８月10日（水）午前11時00分頃

(3)令和４年11月16日（水）午前11時00分頃

(4)令和５年２月15日（水）午前11時00分頃

※災害等により試験放送を中止する場合には、横浜市防災スピーカーのホームページ等でお知らせします。

３　区内スピーカー設置場所

(1) 防災スピーカー

飯島小学校、小菅ヶ谷小学校、笠間小学校、桜井小学校、庄戸小学校、栄区役所
桂台中学校、埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）、上郷小学校、小山台小学校
公田小学校

(2) 栄区水害対策用スピーカー

長尾台町内会館、笠間通り町町内会、飯島町内会館、飯島跨線橋、田谷地区御霊神社
長沼町第三公園

問合せ先
・防災スピーカーに関すること
総務局緊急対策課システム担当　６７１－３４５８
・区内の防災に関すること
栄区総務課危機管理・地域防災担当　８９４－８３１２

区連会4月定例会資料
令和4年4月20日
栄区総務課

令和4年度栄区防災出前講座の実施について

栄区では区民の皆様に防災に関する情報をお届けするため、防災出前講座を実施しています。皆様の防災に関して知りたいことをお伝えしたいと考えておりますので、ぜひお申し込みください。

1 出前講座内容

	題名	詳細
1	やってみると簡単で便利！ スマートフォン等を使用した 防災情報の入手について	避難情報や大雨などの防災情報がスマホに届く防災Eメールや防災アプリを紹介します。 面倒だと思いがちな登録も一緒に実施します。
2	風水害に備えよう！ ハザードマップとマイタイムライン 作成について	自分の地域は大雨時にどのような危険があるのかマップで確認します。危険に備えた自分の避難行動計画（マイタイムライン）も作成します。
3	地域で助け合う！ 災害時要援護者の支援について	障害のある方や高齢者の方などが災害時に支援を必要とすることについてお伝えし、地域が主体となった支援の必要性についてお話しします。
4	その他	災害時の備えなど防災全般について、ご要望があれば内容はご相談ください。

2 申し込み方法

メールまたはFAXで下記の「防災出前講座申込書」を送付し申し込みください。
直接電話でも受け付けております。

申込書　「防災出前講座申込書」🔍栄区　防災出前講座　←こちらで検索してください
メールアドレス　sa-bosai@city.yokohama.jp　FAX　045-895-2260
電話番号　045-894-8312

裏面あり

3 その他、防災に関する情報について

（1）自宅で活用できる防災資料について

ア 【あなたの防災が変わる 栄区防災動画】

災害時の情報の入手方法について栄区のホームページで紹介します。
インターネットなどを使って、簡単に有効な情報を手に入れましょう。

栄区 防災動画 ←こちらで検索してください！

イ 【災害が起きたとき知りたいことにつながるカード】

災害時に「知りたいこと」（避難情報、河川の水位の情報、雨雲の動きなど）を、簡単な操作で携帯電話やスマートフォンを使って確認できるようにしたカードを作成しました。
区役所の総務課窓口（41 番）で配布しています。

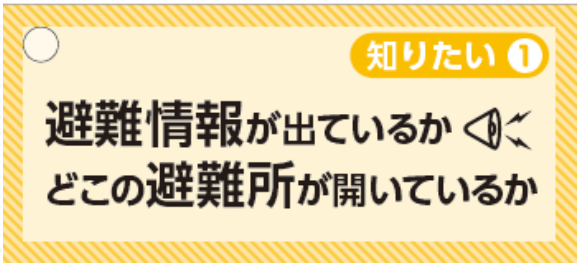

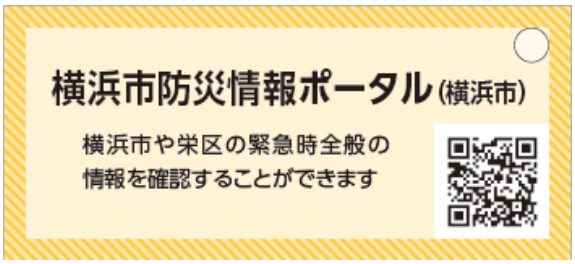

（2）展示用防災物品の貸し出しについて

地域で展示等したいときに防災物品を貸し出します。

物品	用途
家具転倒防止器具 耐震ジェルマット	地震の際に家具やテレビなどが倒れることを防止
感電ブレーカー（簡易タイプ）	地震の際に電気火災の発生を防止
窓ガラス飛散防止フィルム	地震や風水害時に窓ガラスが飛散して割れることを防止

担当
・区内の防災全般について
　総務課　芦葉　武内　894-8312
・災害時要援護者支援について
　福祉保健課　大野 佐藤 894-6962

資料Ｎｏ．10

区連会４月定例会資料
令和４年４月20日
総　　務　　課

令和４年度栄区予算について

令和４年度栄区予算について、別紙のとおりご報告いたします。

（担当）
栄区役所総務課
天住、奈木
電話 894-8313　FAX 895-2260
Ｅメール sa-yosan@city.yokohama.jp

令和４年度　栄区予算の考え方

自然と安心にあふれる　暮らしつづけたいまち　さかえ
～人がつながり　地域がつながる～

＜基本的な考え方＞

栄区を取り巻く状況の変化を十分に把握した上で、地域の声を伺いながら、区民や事業者、団体等皆様に寄り添った行政サービスを提供します。

自然豊かな環境のもと、人と人とのつながりを感じられ、誰もが安全・安心に、いつまでも暮らし続けたいまちを目指します。

＜主な取組＞

Ⅰ「まちの魅力づくり」

栄区の特色である、森と川が一体となった豊かな自然に抱かれた環境の魅力を、区外に向けても効果的に発信します。また、本郷台駅周辺では、公共施設の再編整備を見据えた空間形成計画を検討するとともに、駅前のオープンスペースを活用するなど、にぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

≪主な事業≫

さかえ・森の魅力づくり推進事業、本郷台駅周辺のまちづくり推進

Ⅱ「みんなが支えあい・助けあい、安心を感じるまちづくり」

地域住民や関係機関と、地域の課題解決に向けて協働し、子育て支援や障害児・者との交流、高齢者の地域ケアなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに取り組みます。また、交通安全や防犯など地域を守る取組も連携して行い、安全・安心を感じるまちづくりを進めます。

≪主な事業≫

地域福祉保健計画の推進、養育者向け情報発信

Ⅲ「防災力・減災力の強化」

地震や風水害をはじめとした災害、そのほか緊急事態等の危機から区民の安全・安心を確保するため、栄区としての危機対応能力の強化を図るとともに、地域住民の自助・共助の取組を促進するため、地域防災拠点支援や災害時要援護者支援等を実施します。

≪主な事業≫

災害時情報伝達の強化、地域防災拠点支援事業

Ⅳ「地域に寄り添う区役所」

マイナンバーカードの普及やデジタル化の推進などの社会情勢の変化を捉えて、マイナンバーカードの利活用機会の創出や来庁者向けの通信環境を拡充するなど、地域の身近な行政機関として区民の皆様に寄り添った行政サービスの提供につなげます。

≪主な事業≫

住民票等交付セルフ手続き促進モデル事業、ＩＣＴ利活用推進事業

令和4年度　栄区予算について

１　区分別総括表　　（単位：千円）

項　目	令和４年度予算 A	令和３年度予算 B	増▲減 C＝A－B
（１）自主企画事業費	103,773	103,426	347
（２）統合事務事業費	36,475	36,493	▲ 18
（３）区庁舎・区民利用施設管理費	544,992	527,109	17,883
合計	685,240	667,028	18,212

２　内訳

（１）自主企画事業費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ４予算額	Ｒ３予算額	増▲減
Ⅰ　魅力発信・にぎわいあるまちづくり	18,450	20,218	▲ 1,768
Ⅱ　セーフコミュニティ	11,967	12,692	▲ 725
Ⅲ　さかえ環境まちづくり推進事業	22,578	16,035	6,543
Ⅳ　防災力向上事業	14,077	14,983	▲ 906
Ⅴ　福祉保健・健康づくり推進事業	7,247	6,657	590
Ⅵ　子育て・子ども応援事業	3,539	3,589	▲ 50
Ⅶ　高齢者・障害者支援事業	13,475	13,232	243
Ⅷ　地域に寄り添う区役所の推進	12,440	16,020	▲ 3,580
合計	103,773	103,426	347

（２）統合事務事業費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ４予算額	Ｒ３予算額	増▲減
１　統合事務費	20,783	20,898	▲ 115
２　統合事業費	15,692	15,595	97
合計	36,475	36,493	▲ 18

（３）区庁舎・区民利用施設管理費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ４予算額	Ｒ３予算額	増▲減
１　区庁舎等	61,446	61,808	▲ 362
２　区版市民活動支援センター	26,900	11,661	15,239
３　土木事務所	11,901	11,661	240
４　公会堂	55,621	49,252	6,369
５　地区センター（３か所）	101,216	99,982	1,234
６　ログハウス	9,357	8,677	680
７　区民文化センター	113,050	113,050	0
８　老人福祉センター	86,360	87,960	▲ 1,600
９　コミュニティハウス（４か所）	42,979	42,100	879
10　スポーツセンター	31,194	36,390	▲ 5,196
11　広場・遊び場等（８か所）	1,421	1,321	100
12　区庁舎・区民利用施設修繕費	3,547	3,247	300
合計	544,992	527,109	17,883

栄区には花と緑がきれいな場所が他にもあります。その一部を紹介します。

上郷地区センター

当館で活動するサークルが丹精込めてお手入れしている西花壇です。
1階フリースペースのガラス越しにゆっくりとご覧ください。

住　　所：栄区上郷町 1173-5
電　　話：045-892-8000
開館時間：月～土　9：00～21：00、日・祝 9：00～17：00
休　館　日：毎月第４火曜日（祝日、振替休日にあたるときはその翌日）
　　年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
行　き　方：JR 港南台駅から 神奈中バス「上郷ネオポリス」行ほか「中島」又は
　　「西ヶ谷入口」下車　徒歩５分
　　JR 大船駅から　神奈中バス「金沢八景駅」行「中島」下車 徒歩５分

いたち川沿い

いたち川沿いは、緑が多く、たくさんの桜やイチョウ、花があります。
ゆっくり散策して、お気に入りの場所を探してみませんか？
また、毎年3月下旬から4月上旬には区役所近くのいたち川沿いの桜のライトアップを実施していて、昼間と違った雰囲気の桜も楽しめます。

区内郵便局

横浜上郷郵便局

近所のお客さまからアドバイスや種をいただき育てています。草花の成長過程も楽しみの一つとしてご覧いただければ幸いです。

横浜桂台郵便局

このプランターカバーは地元自治会協力のもと作成して頂きました。通り沿いにありますので多くの方に見て楽しんでいただきたいです。

横浜庄戸郵便局

ご覧いただく方が足を止めていただけるように、配色を考え植えています。少しでも笑顔になれば幸いです。

栄区の花「キク」

平成3年に、区制5周年を記念して制定されました。花の普及を通じた区民の皆さんの心のふれあい、連携のシンボルとしての区の花を募集し、1,300票を超える応募の中から、最多の応募があった「キク」に決まりました。

栄区の木「サクラ」と「カツラ」

平成28年に、区制30周年を記念して制定されました。将来にわたって栄区の豊かな自然、緑を大切に守り、育むためのシンボルとして、栄区にゆかりのある「サクラ」、「カツラ」、「サルスベリ」、「ユリノキ」の4つを候補樹木として投票を行い、最多の391票を獲得した「サクラ」と、5票差で次点となった「カツラ」に決まりました。

栄区役所区政推進課企画調整係
〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19
TEL 045-894-8161 FAX 045-894-9127

横浜の花と緑をPRする
マスコットキャラクター
「ガーデンベア」

© ITOON/GN

令和4年4月発行

データ要領が大きいため、表紙のみ格納します。

ガーデンネックレス横浜
Garden Necklace YOKOHAMA 2022

資料No.11

栄区の花と緑を巡ろう

2022

栄区には、花や緑が魅力的な場所がいっぱい！
その一部を紹介するよ。みなさん、是非いろいろ巡ってね。

栄区いたち川マスコット
タッチーくん

の番号は9ページ「花木や花壇がきれいな公園」をご覧ください。

の番号は10ページ「桜がきれいな公園」をご覧ください。

☆掲載情報は現時点での予定です。荒天や新型コロナウイルス感染症への対応等により、やむを得ず掲載内容に変更が生じる場合があります。
☆掲載場所の紹介文及び写真は作り手の皆様からご提供いただいたものです。
☆各ページに記載している地図情報は、令和4年3月現在のものです。

資料Ｎｏ．12

区連会４月定例会資料
令和４年４月２０日
区政推進課地域力推進担当

令和4年度　地区担当課長一覧表

豊田連合 町内会自治会	こども家庭支援課長 和田（わだ）　哲弥（てつや） （☎894－9298）	栄土木事務所副所長 馬場（ばば）　明希（あき） （☎895－1411）
笠間連合 町内会自治会	総務課長 伏見（ふしみ）　和久（かずひさ） （☎894－8310）	生活衛生課長 古家（ふるや）　浩一（こういち） （☎894－6909）
小菅ヶ谷連合 町内会自治会	区政推進課長 藤澤（ふじさわ）　智明（ちあき） （☎894－8330）	福祉保健課長 齋藤（さいとう）　修身（おさむ） （☎894－6905）
本郷中央連合 町内会自治会	戸籍課長 中野（なかの）　由紀子（ゆきこ） （☎894－8195）	学校連携・こども担当課長 富田（とみた）　義徳（よしのり） （☎894－8409）
本郷第三連合 町内会	地域振興課長 近堂（こんどう）　次郎（じろう） （☎894－8390）	生活支援課長 佐藤（さとう）　紀幸（のりゆき） （☎894－8955）
上郷西連合 町会	税務課長 鳥海（とりうみ）　仁（ひとし） （☎894－8613）	高齢・障害支援課長 松原（まつばら）　実千代（みちよ） （☎894－8513）
上郷東連合 町会	税務課担当課長 高橋（たかはし）　豊子（とよこ） （☎894－8734）	保険年金課長 福（ふく）　渉一（しょういち） （☎894－8233）

【担当】区政推進課地域力推進担当
石塚、安井、村山、大重
電話　894-8936　FAX　894-9127
Ｅメール　sa-chiryoku@city.yokohama.jp

資料No.13

市連会4月定例会説明資料
令 和 4 年 4 月 12 日
健康福祉局地域支援課

地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

①【令和4年 10 月～】福祉・保健に関する相談時間の変更（全施設）
②【令和5年　4月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施（対象施設のみ）

① 福祉・保健に関する相談時間の変更（全施設）

令和4年9月まで		令和4年 10 月から
相談時間 月～土：9～21 時 日・祝　：9～17 時 （年末年始及び月1回の施設点検日は休館） 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応しています。	→	**相談時間** 月～土：9～**18 時** 日・祝　：9～17 時 （年末年始及び月1回の施設点検日は休館） 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、**看護師等が対応するコールセンター**に転送し、対応します。

② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施（対象施設のみ（※1））

令和5年3月まで		令和5年4月から
開館時間 月～土：9～21 時 日・祝　：9～17 時 （年末年始及び月1回の施設点検日は休館） 現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18 時閉館としている場合もあります。	→ 対象施設のみ変更	**開館時間** 月～土：9～**21 時（※2）** 日・祝　：9～17 時 （年末年始及び月1回の施設点検日は休館） **※2　18～21 時に施設予約がない場合は 18 時に閉館（予約のある日は 21 時まで開館）** （18～21 時の予約〆切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。）

※1　対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。
試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に伺いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。

担当　健康福祉局地域支援課　藤村・古谷（TEL：045-671-2388）

資料Ｎｏ．14

区連会４月定例会資料
令和４年４月20日
福　祉　保　健　課

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援にかかる経費の一部補助について（ご案内）

令和４年度栄区災害時要援護者支援事業では、日頃からの地域と災害時要援護者との関係づくりを進めていただくことを目的として、自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援に対して、経費の一部を補助します。ぜひご活用ください。

なお、令和５年度については、事業実績等をふまえて実施の検討を行います。

１　申請書類の提出期限について

令和４年６月30日（木）

２　提出方法

持参、郵送、Ｅメールのいずれかにより、ご提出ください。

３　資料

(1)　令和４年度災害時要援護者支援事業補助金募集案内

(2)　手続きの流れ（参考）

※　申請書類等は、栄区ホームページからダウンロードできます。
申請書類の作成にあたっては、栄区ホームページに掲載されている「手続きのご案内」をご一読下さい。

栄区　災害時要援護者支援　〔検索〕　からアクセスできます。
【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

担当　福祉保健課事業企画担当　大野、佐藤
電話　894-6962　ＦＡＸ　895-1759
メールアドレス　sa-youengo@city.yokohama.jp

令和4年度　災害時要援護者支援事業補助金
募集案内

日頃からの地域と災害時要援護者（以下「要援護者」といいます。）との関係づくりを進めていただくため、栄区内の自治会・町内会が実施※１する災害時要援護者支援の活動に対して、経費の一部を補助します。

※１　地区連合町内会、地域防災拠点等と合同で実施される取組も対象となります。

１　補助対象経費

栄区内の自治会・町内会が実施する災害時要援護者支援のうち、啓発活動、日頃からの取組、発災時を想定した取組に要する経費

（Ｉ）区分

区分	説明
啓発活動 （取組周知・研修会等）	広報誌の作成や、研修会などを実施することにより、各自治会・町内会の取組内容の周知や各自治会・町内会の取組を推進するための啓発活動
日頃からの取組 （要援護者の把握、 見守り・訪問活動等）	災害時要援護者を把握するためのアンケートや名簿作成、見守り活動や訪問活動を実施することで、平常時からの支援者と災害時要援護者の顔の見える関係づくりのための取組
発災時を想定した取組 （訓練等）	安否確認、救出救護及び避難誘導などの訓練を実施することで、災害時要援護者と支援者がともに避難支援を行うための取組

※　防災倉庫、ＡＥＤ、無線機、備蓄食糧など、防災活動全般に供される経費は対象となりません。

※「町の防災組織活動費補助金」の補助対象とした経費は、本補助金の対象とすることはできません。

（2） 費目

費目	説明	用途（一例）
事務費	広報やチラシの印刷費 消耗品や資料などの購入 保険料などの事務費用	広報誌作成にかかるコピー用紙、 研修資料作成のための書籍購入 行事保険の加入　など
備品費	使用物品、事務用品などの購入費	使用物品：訪問用ビブスや安否確認用バンダナ・タオル作成、要援護者用の防災用品（家具転倒防止グッズ等）、車いすの購入　など 事務用品：要援護者名簿作成用ファイル　など
食糧費	活動や研修等に係る飲料代 （上限：補助金額の 10 分の１）	訪問活動・訓練参加者の水分補給 研修講師の飲料　など
使用料	施設利用料や機材レンタル代など	利用料：集会場の利用料　など
報償費	講師謝金など	講師派遣にかかる謝礼　など
委託費	訓練の一部などを専門業者に依頼する経費	機材設置にかかる業者への委託費　など

※防災倉庫、AED、簡易無線機、備蓄食料など、防災活動全般に供される物品の調達経費は対象となりません。

（3） **主な取組例<補助金の対象経費(イメージ)>**

要援護者の把握

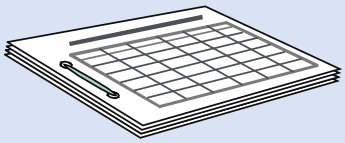

・要援護者の避難時の支援や避難所での生活支援においては、身体や生活の状況、サービスの利用状況、支援時の留意点などを訪問等により、事前に把握しておく必要があります。

＜補助金の対象経費(イメージ)＞

要援護者名簿作成用のファイルの購入費用、訪問活動などの取組に係る広報誌作成費　など

避難支援訓練

・発災時に落ち着いて避難支援ができるよう、日ごろから車いす等の使用訓練や搬送訓練を行うことが大切です。

＜補助金の対象経費(イメージ)＞

車いす、簡易担架、ヘルメット　など

2　補助金額

補助対象経費の4分の3の範囲内で、1補助事業者（自治会・町内会）当たり 50,000円を上限とし、予算の範囲内で交付します（令和4年度予算：250,000 円）。

※　申請団体数等によっては、交付決定額が申請額より減額となる場合があります。

3　補助期間

1補助事業者（自治会・町内会）につき、3年を上限とします。

※　補助期間は、令和２年度からの適用となります。（令和元年度までの実績は、問いません。）

4　交付要件

当該年度の4月1日から3月 31 日までの間に、災害時要援護者支援にかかる啓発活動、日頃からの取組及び発災時を想定した取組を実施する自治会・町内会であること。

5　交付申請書の提出期限及び提出書類

【提出期限】 令和4年6月 30 日（水） ※消印有効

（詳細は、「令和4年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続のご案内」のとおり。）

【提出書類】①令和4年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　提出用紙

②補助金交付申請書（第1号様式）

③事業計画書(任意書式)

④収支予算書（第1号様式の2）

⑤団体の規約

【提出方法】 持参、郵送、Eメールのいずれかにより、以下書類提出先にご提出ください。

問い合わせ・書類提出先

栄区役所　福祉保健課　事業企画担当

住所（郵送先）：〒247-0005　横浜市栄区桂町 303-19

TEL：045-894-6962　/　FAX：045-895-1759

Eメール：sa-youengo@city.yokohama.jp

※「募集案内」、「令和４年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続のご案内」、「申請書類」等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできますので、ご利用ください。

栄区　災害時要援護者支援　検索　からアクセスできます。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

※　提出締切後の場合、予算の上限に達していない場合は申請を受け付けますので、申請前に担当までご連絡ください。

（参考）令和4年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続の流れ

時期	自治会･町内会	栄区福祉保健課	補足説明
令和4年4月～ 令和4年6月30日	1　申請書類の提出※1		**申請書類の提出･審査（※1）** ≪提出いただく書類≫ ・提出用紙 ・交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・自治会･町内会の規約 申請書類の審査の際に、書類の記載事項等について問い合わせる場合があります。
		2　申請書類の審査※1	
		3　補助金交付の決定 （交付決定通知書の送付）	
	取組の実施※2 （令和4年4月～令和5年3月）		**取組の実施（※2）** 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施された災害時要援護者支援の取組を対象とします。
	4　実績報告書類の提出※３		**実績報告書類の提出（※3）** ≪提出いただく書類≫ ・実績報告書 ・事業実績報告書 ・収支決算書 ・領収書等の写し
		5　実績報告書類の審査※4	
		6　補助金額の確定 （補助金額確定通知書の送付）	**実績報告書類の審査（※4）** 実績報告書類の審査の際に、書類の記載事項等について問い合わせる場合があります。
取組の 完了後	7　交付請求書の提出※５		**交付請求書の提出（※5）** ≪提出いただく書類≫ ・交付請求書
		8　指定口座への振込 （補助金の交付）	
補助金額確定通知書の受領後	関係書類の保存※6 （5年間保存）		**関係書類の保存（※6）** 補助事業の収入･支出に関係する会計帳簿、領収証等は、補助金の交付日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存します（参考：令和4年度中に口座への振込があった場合、関係書類は、令和10年4月1日以降に廃棄できます）。

市連会４月定例会説明資料
令和４年４月１２日
健康福祉局高齢健康福祉課

敬老特別乗車証（敬老パス）のＩＣ化について

●横浜市では令和４年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ＩＣカード」に変更します。
※令和４年 10 月から、敬老パスの利用には、ＩＣカードが必要になります。
●現在有効な敬老パスを所持している方へ、令和４年４月下旬頃、ＩＣ化に係る案内文を郵送します。

１　ＩＣカードの利用イメージ

IC 化後の敬老パス

乗合バス乗車イメージ

バス等に新たに設置する専用読取機に、
敬老パス（ＩＣカード）をタッチして利用します。

２　ＩＣカード化の目的

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはＩＣ化が有効とされました。

これを踏まえ、敬老パスをＩＣカード化します。

（次頁あり）

３　利用実績の取得

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ＩＣカードの敬老パス利用時には『利用情報※』を本市が取得します。

※『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

４　ＩＣ化に係るご案内について

２月末時点で敬老パスをお持ちの方（約 39 万人）へ、４月下旬頃から、別紙の案内文をお送りします。

５　今後のスケジュール（予定）

令和４年４月下旬～	案内文の発送、コールセンター設置
５月	広報よこはま５月号（ＩＣ化のご案内）
７月	ＩＣカード発送開始
	ＩＣカードのテスト利用期間開始
10 月	ＩＣカード化
	（敬老パスの利用にはＩＣカードが必要になります。）

６　お問い合わせ先

専用のコールセンターを４月下旬から設置します。敬老パスについてご不明な点がございましたら、別紙の案内文に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
藤原、小山田
電話：671-2406

令和４年４月　横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

横浜市敬老特別乗車証

敬老パス IC カード化についてのお知らせ

（このご案内は、令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へお送りしています。）

横浜市では令和４年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ＩＣカード」に変更します。

令和４年 10 月から、敬老パスの利用には、ＩＣカードが必要になります。

◆ ＩＣカード化によって変わること

現 在

紙製のカード

バス乗務員や駅係員に敬老パス(紙製)を提示して利用

ＩＣカード化後

専用の
プラスチック製カード

専用読取機(※)に敬老パス（ＩＣカード）をタッチして利用

※専用読取機はバス等に新たに設置します

※ICカード化による敬老パスの負担金額の変更はありません。

◆ ＩＣカード化の目的について

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはＩＣ化が有効とされました。これを踏まえ、敬老パスをＩＣカード化します。

【参考】横浜市ホームページ「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方の検討について」

裏面も必ずご確認ください

ＩＣカードは令和４年７月から９月にかけて順次発送します。

令和４年２月末時点で敬老パスをお持ちの方へＩＣカードを発送します。
令和４年 10 月から、敬老パスの利用には、ＩＣカードが必要になります。

- ICカードは、『利用情報』の取得※について同意の上、利用してください。
  （同意についてのお手続きは必要ありません。）
- 『利用情報』の取得に同意いただけない場合（ICカードを利用しない場合）は、ICカードはお送りしません。必要なお手続きをご案内しますので、
  下記「横浜市敬老パス問合せダイヤル」に令和４年5月 25 日までに連絡してください。

※『利用情報』の取得について

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ＩＣカードの敬老パス利用時には『**利用情報＊**』を本市が取得します。

本市が敬老パスの利用情報を取得することについて同意することで、ＩＣカードの敬老パスがご利用になれます。

＊『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

スケジュール

7月	8月	9月	10月
●ＩＣカードを順次発送（ＩＣカードのテスト利用期間）			●ＩＣカード化

紙製のカードは使えません

- **ICカードが届くまでは、紙製のカードを利用してください。**
- **ICカードが届いたら、ICカードを利用してください。**
  ・専用読取機にICカードをタッチして利用
  ・専用読取機が未設置の場合は、バス乗務員や駅係員にICカードを提示して利用

※　10 月1日以降のご本人負担額等のお知らせは別途お送りします。

※令和4年4月25日開設予定

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電　話：０４５－３９４－３１０５

ＦＡＸ：０４５－６２０－７９３５

受付時間：８時から 19 時まで（土日・祝日も受け付けています。）

資料No.16

区連会４月定例会資料
令和４年４月２０日
栄区高齢・障害支援課

「横浜市栄区地域包括ケアシステムアクションプラン」を策定しました

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるため、住まいを中心に、医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制のことで、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年をめどに構築が進められています。

「横浜市栄区地域包括ケアシステムアクションプラン」は、平成 29（2017）年度に策定した区の行動指針を改定し、具体的な取組や目標を盛り込んだもので、区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等の関係機関が一体となり、栄区における地域包括ケアシステムの構築に向けて、目指すべき方向性を共有するためのものです。

冊子につきましては、各自治会町内会に一部送付いたします。

○ 栄区アクションプランの構成

1 アクションプランの位置付け
2 栄区の特色
3 栄区の目指す中長期的な方向性
4 分野別取組
　(1) 介護予防・健康づくり
　(2) 多様な主体による生活支援の充実
　(3) 医療・介護連携の推進
　(4) 認知症支援
　(5) 区民の意思決定支援
5 地域包括ケアシステムにつながるさまざまな取組
6 地域包括支援センターの担当圏域

【栄区ホームページに掲載しています】

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/care-plan/sakaekukoudousisinn.html

(担当)
栄区役所高齢・障害支援課
壷井
電話 894-8415　FAX 893-3083
Ｅメール sa-koreisyogai@city.yokohama.jp

裏面あり

【栄区の目指す中長期的な方向性と主な取組】

1　介護予防・健康づくり	
	◆　健康なときから介護予防に取り組むことの大切さを理解し、誰もが主体性をもって健康保持増進に取り組めるよう支援し、健康寿命を延伸します。 ◆　高齢者にかかわる関係団体や活動団体の連携を強化するとともに、地域の介護予防活動の担い手を育成し、介護予防をとおした地域づくりを支援します。
	主な取組 ①健康づくり・介護予防の意識の醸成・普及啓発 ②地域の介護予防を目的とした活動の推進 ③介護予防活動を担う人材育成・ネットワークづくり
2　多様な主体による生活支援の充実	
	◆　高齢者の生活上の困りごとを地域で解決する、お互いさまの取組を支援するほか、民間事業者など多様な主体との連携や協働を図り、高齢者が安心して暮らすことができる生活支援体制を整備します。
	主な取組 ①地域特性とニーズの把握 ②住民主体の取組の支援 ③高齢者の社会参加を支える多様な主体の連携の推進
3　医療・介護連携の推進	
	◆　区民への在宅医療の理解と普及啓発に取り組みます。 ◆　医療や介護などの支援専門機関の連携を強化するために、多職種によるネットワーク構築や情報共有の仕組みづくりを進め、ネットワーク活用を目指します。 ◆　隣接する区や市などと連携し、必要な在宅医療が提供できるよう検討を進めます。
	主な取組 ①医療・介護資源の連携の促進 ②在宅医療相談室の役割の向上
4　認知症支援	
	◆　認知症の高齢者やその家族が地域で、尊厳を保ちながら、自分らしく安心して暮らし続けられる社会を目指します。
	主な取組 ①認知症への正しい理解に対する普及啓発 ②地域で支え合う仕組みづくり ③高齢者と家族・介護者の支援 ④早期発見・早期対応
5　区民の意思決定支援	
	◆　医療や介護が必要になった際にどのようなサービスを受け、人生の最終段階をどこでどのように迎えるかなど、「高齢期の暮らし」に関して考え、早い段階から準備・行動できるよう支援します。 ◆　意思決定に困難が生じている人であっても、その能力を最大限生かして自らの意思を尊重した生活を送ることができるよう、地域住民や家族・支援者が本人を支えていくための地域づくりを支援します。
	主な取組 ①SAKAE シニアライフノート(※1)の普及啓発と効果的な活用促進 ②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）(※2)の普及啓発

※1 SAKAE シニアライフノート：健康チェックやウォーキングのすすめなどを掲載し、これからの人生をよりいきいきと歩んでいくために、どうしたらよいかということに重点を置いた栄区独自のエンディングノート。主に団塊の世代の方を対象。

※2 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組。

【関係機関別主なアクションプラン（2022 年から 2024 年）】

1　介護予防・健康づくり	
	区役所　介護予防・健康に関するデータ分析を行い、健康課題の把握・企画立案や施策の評価等を行います。地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進め、高齢者が生きがいや役割を持ち、つながり、支え合う地域づくりを進めます。 **地域包括支援センター**　区の介護予防事業の方針に沿い、地域包括支援センター圏域の特性を踏まえた介護予防の普及啓発や介護予防活動の支援を行います。地域で孤立している高齢者を把握し、介護予防を目的とした活動や、介護予防につながる活動につなげるなど、社会参加を促します。 **区社会福祉協議会**　広報誌やホームページなどを活用してボランティア活動の情報提供を行い、地域における社会参加につながるきっかけづくりを進めます。
2　多様な主体による生活支援の充実	
	区役所　地域ケアプラザや区社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーター(※1)と課題を共有し、区内における多様な主体間の連携に必要な検討を行います。 **区社会福祉協議会**　地域ケアプラザに配置されている生活支援コーディネーターの支援や、地域ケアプラザの圏域を超えた広域の支援ニーズへの対応を行います。広域の支援に効果的な NPO 法人や民間企業等との取組の創出や、多様な主体との新たな取組の検討を行います。 **地域ケアプラザ**　生活支援コーディネーターが中心となり、地域ケアプラザの様々な職種と連携し、地域の課題について多角的にとらえ、解決に向けて取り組みます。
3　医療・介護連携の推進	
	区役所　在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修の開催や医療と介護などの支援専門機関が交流する機会の提供など、医療と介護の事業者の連携を促進します。 **在宅医療相談室（横浜市在宅医療連携拠点）**　区医師会と一体である強みを発揮し、隣接する区や市も含め、病院、在宅医、訪問看護ステーション、介護事業所などをつなぎ、区内の在宅医療におけるコーディネーターとしての役割を担います。 **区医師会**　介護事業所等の福祉分野に対する在宅医療の普及啓発に協力します。
4　認知症支援	
	区役所　認知症支援における関係機関とのネットワークの中核を担い、連携強化を図ります。 **認知症初期集中支援チーム／認知症疾患医療センター**　医療や介護につながっていない認知症の方や、その疑いのある方の自宅を訪問し、医療機関への受診や介護サービスの利用など、認知症の状態に応じた助言等を行うとともに、認知症の早期診断・早期治療につなげます。 **地域包括支援センター**　認知症キャラバン・メイトの活動を支援し、認知症サポーター養成講座を開催します。 **区社会福祉協議会**　区社会福祉協議会のネットワークを生かし、地区社会福祉協議会や民生委員、地域ケアプラザなどと協力した見守り・支え合いの体制をすすめます。
5　区民の意思決定支援	
	区役所　広報誌やホームページ等、多様な啓発媒体を活用し SAKAE シニアライフノートについて周知します。「もしも手帳」(※2)について区役所窓口や研修等で配布します。 **地域包括支援センター**　SAKAE シニアライフノート書き方講座を通じて、地域住民や支援者に対し成年後見制度等の意思決定支援について啓発を行います。 **区社会福祉協議会**　SAKAE シニアライフノートを普及啓発する担い手を増やし、自分らしく生活できる地域社会の風土づくりを協働してすすめます。 **在宅医療相談室（横浜市在宅医療連携拠点）**　医療・介護・福祉事業者向けの ACP の普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターが地域の住民に対して行う ACP の普及啓発に協力します。

※1 生活支援コーディネーター：高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーター。

※2 もしも手帳：人生の最終段階の医療やケアについて、自分の考えを残して書くために元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、簡単な内容で使いやすくした横浜市の啓発ツール。

資料No.17

令和4年度　九都県市一斉
自転車マナーアップ強化月間
横浜市実施要綱

目　　的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期　　間

令和４年５月１日（日）～５月31日（火）の１か月間

スローガン

自転車も　のれば車の　なかまいり

重　　点

1　自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
2　自転車の点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等加入義務の周知徹底

◆◆令和３年中の自転車関係事故発生状況◆◆

		全事故			自転車		
		件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）	件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）
横浜市内		7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
	前年	7,398	48	8,468	1,593	2	1,525
	前年比	485	−12	529	148	2	114
	構成率				22.1%	11.1%	18.2%
神奈川県内		21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
	前年	20,630	140	23,904	5,039	12	4,844
	前年比	1,030	2	1,158	399	5	362
	構成率				25.1%	12.0%	20.8%

◆◆令和３年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
15.5%	8.4%	11.6%	15.5%	15.6%	13.0%	5.1%	15.3%

自転車安全利用五則　（平成19年７月10日　内閣府交通対策本部決定）

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
   （二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認）
5. 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用

自転車幼児用座席の年齢制限が緩和！　神奈川県道路交通法施行細則の一部変更（令和３年４月１日施行）

○自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が、これまでの「幼児（６歳未満）」から「小学校就学の始期に達するまで（小学校に就学する年の３月31日まで）」に緩和されました。

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

1．運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2．関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3．自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。
4．自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

横 浜 市 ・ 区

1．各区の交通事故実態に即した交通安全運動を、関係機関・団体と連携を図りながら推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2．各種広報媒体を活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
3．「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警　　察

1．信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2．関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3．参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4．関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
5．交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交 通 安 全 協 会

1．キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2．はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教 育 関 係

1．交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2．自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道 路 管 理 者･鉄 道 事 業 者

1．交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2．道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

1．子ども（13 歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させましょう。
2．自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
3．電動アシスト自転車は、動き出しから短時間で加速するなど幼児同乗中でも思わぬ速度が出てしまうケースがあり、また、車体が重く、バランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話０４５（６７１）２３２３

資料 No. 18

市連会４月定例会資料
令和４年４月 12 日
市民局地域活動推進課

自治会町内会館整備について

１　令和５年度の会館整備予定の申し出について

令和５年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和５年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

また、令和５年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

（１）今後のスケジュール

・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和４年７月頃の予定です。
　必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
　（内容を審査した上で、令和４年９月頃より予算の編成を行っていきます）

・令和５年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和５年３月末頃の予定です。

（２）自治会町内会への周知

別紙『**自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内**』を全自治会町内会に配付します。

裏面あり

（３）制度の主な変更点（令和５年度事前申し出分より適用）<u>※下線部変更点</u>

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内　容
新築・購入	2 分の 1	1 ㎡当たり 99,000 円 かつ 1,200 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2 分の 1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置工事費	2 分の 1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2 分の 1	500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
<u>耐震補強工事</u>	2 分の 1	**<u>300 万円</u>**	**<u>耐震診断（※）に基づいて行う工事</u>** **（※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断**
修繕	2 分の 1	200 万円	**<u>既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）</u>** ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

〈参考〉算出方法の考え方

例①　耐震補強工事費 1,000 万円　→ **<u>補助額　300 万円</u>**

例②　耐震補強工事費 700 万円　→ 補助額 300 万円
　　修繕工事費　　400 万円　→ 補助額 200 万円
　　<u>補助額合計　500 万円</u>

※耐震補強工事（補助上限額 300 万円）と修繕（補助上限額 200 万円）の補助を同時に受けることができます。

２　令和４年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数　47 件（新築６件、増築・改修３件、修繕 38 件）

事業予算額 145,610 千円（事前申請分：140,610 千円、緊急対応分：5,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市市民局地域活動推進課
電話 671-2317　FAX 664-0734

資料Ｎｏ.19

区連会４月定例会説明資料 令 和 ４ 年 ４ 月 20日 栄 区 地 域 振 興 課

各地区連合町内会長

栄区連合町内会事務局長
（栄区地域振興課長）

新任自治会・町内会長、同副会長研修会の出前講座形式での実施について（依頼）

日頃より地域活動の推進を通じ、地域の活性化や区民の皆様の生活の向上に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年、新任の自治会町内会長及び副会長を対象に研修会を開催しておりましたが、令和２・令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

令和４年度につきましては、自治会・町内会の会長、副会長等、新たに着任された皆様への研修として区の職員が地域に伺い、自治会・町内会における活動の意義や各種申請のポイントをお伝えする形式で開催いたしますので、次のとおりご案内いたします。

１　研修内容

（１）テーマ

ア　自治会・町内会における活動の意義

イ　区役所地域振興課への各種申請のポイント

※上記アまたはイ、もしくは両方のいずれか等、ご要望に応じて対応します。

（２）受講対象者

自治会・町内会の会長等、新たに着任された皆様

（令和２・３年度に新たに着任された方も含みます）

（３）所要時間

最大１時間程度

２　実施期間

令和４年５月２日（月）～　令和４年５月 31 日（火）

３　申込方法

・原則として、地区連合町内会でとりまとめて申請くださいますようお願いいたします。

・開催を希望される日の概ね１週間前までに、E-mail、郵送、FAX のいずれかの方法で下記担当へ別添「申請書」により申し込みください。

・お手数をおかけしますが、会場は各地区連合町内会でご用意いただくよう、お願いいたします。

４　その他

新型コロナウイルス感染状況により、講座が中止または延期となる可能性があります。ご了承いただきますよう、お願いいたします。

【担当】栄区地域振興課地域活動係　野本・鵜池
住所：〒247-0005　横浜市栄区桂町 303-19
E-mail：sa-chishin@city.yokohama.jp
電話　：045-894-8391　FAX：045-894-3099

新任自治会・町内会長、同副会長研修会
出前講座　申請書

開催を希望される日の概ね１週間前までに、E-mail、郵送、FAX のいずれかの方法で申請書をご提出ください。

【実施期間】令和４年５月２日（月）～　令和４年５月 31 日（火）

申込者	地区連合町内会名	
	担当者氏名	
講座希望日時 地区でとりまとめた開催日程の記載をお願いします。	第１希望：令和　年　月　日（　）　時　分～　時　分	
	第２希望：令和　年　月　日（　）　時　分～　時　分	
	第３希望：令和　年　月　日（　）　時　分～　時　分	
場　所（住所）		
希望する講座内容	該当する内容にチェックをお願いします。 □　自治会・町内会における活動の意義 □　区役所地域振興課への各種申請のポイント	
人　数	名	

※１　**E-Mail でお申し込みされる場合**は、**タイトルを「自治会町内会長研修会申し込み」とし、メール本文に上記内容をご記入ください**ますようお願いいたします。
※２　参加をご希望されるものの、地区連合単位での開催が参加できない自治会・町内会につきましては、個別に下記担当へご相談ください。
※３　実施期間での開催が困難な場合につきましても、同様に下記担当へご相談ください。

【提出先】栄区地域振興課地域活動係　野本・鵜池あて
住　所：〒247-0005　横浜市栄区桂町 303-19
E-mail：sa-chishin@city.yokohama.jp
電 話　：045-894-8391　ＦＡＸ：045-894-3099

資料No.20

区連会４月定例会資料
令和４年４月２０日
区連会事務局

令和３年度　栄区連合町内会　事業報告書

項　　目	実施内容
１　定例会議	**〇栄区連合町内会定例会（区連会）** 年10回開催 （原則13時30分～15時30分開催）（８月及び12月は休会） 令和３年４月20日（火）、５月20日（木）、６月21日（月）、７月20日（火）、９月21日（火）、10月20日（水）、11月22日（月）、令和４年１月20日（木）、２月21日（月）、３月22日（火） ※４月、５月、９月、２月及び３月定例会は新型コロナウイルスの影響により書面による情報提供
２　研修会	**〇新任自治会・町内会長、同副会長研修会** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 **〇各種団体合同研修会** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
３　新年懇談会	**〇新年懇談会の開催** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
４　加入・活性化促進事業	**〇加入促進啓発リーフレット・物品作成** ・クリアファイル　2,000部…希望する自治会・町内会へ配布 ・加入促進チラシ　2,000部…希望する自治会・町内会へ配布 ・付箋　2,000個…転入者に配布 ・ボールペン　2,000本…転入者に配布 **〇栄区連合町内会ホームページの運用** ・定例会の結果報告 ・予算・決算及び事業計画・事業報告等の報告 ・各地区の広報紙等の掲載 **〇加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布** ・通年
５　諸支出金	**〇横浜市社会福祉協議会会費**

令和3年度　栄区連合町内会
収　支　決　算　書

自　令和3年4月 1日
至　令和4年3月31日

収入合計額　2,079,975 円
支出合計額　2,079,975 円
差引残高　0 円

（市への返還金　6,639円）
（実質繰越額　64,205円）

1　収入の部

項　目		予算額	決算額	差額	説　明
1	補助金	2,000,000	2,000,000	0	
	(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
	(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	
2	雑収入	10	64	54	利息及び過払金返還
3	負担金	302,000	0	△ 302,000	各種団体合同研修会開催中止による減
4	繰越金	79,911	79,911	0	前年度繰越金
合　計		2,381,921	2,079,975	△ 301,946	

2　支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項　目		予算額	決算額	差額	説　明
1	会議費	43,200	21,600	△ 21,600	
	(1)会議費	43,200	21,600	△ 21,600	定例会書面開催に伴うお茶代の減
2	事務費	116,000	266,333	150,333	
	(1)消耗品費	50,000	207,933	157,933	事務用品等の購入
	(2)通信費	62,000	58,400	△ 3,600	
	(3)使用料	4,000	0	△ 4,000	
3	人件費	620,000	538,406	△ 81,594	
	(1)アルバイト費	620,000	538,406	△ 81,594	定例会開催回数減少に伴う事務減少による
4	事業費	1,522,810	1,182,792	△ 340,018	
	(1)事業費	1,512,658	1,156,870	△ 355,788	・新任自治会町内会長等研修会（ガイドブック）　95,260 ※各種団体合同研修会【中止】　0 ※区民まつり広告協賛【中止】　0 ※ロードレース広告協賛【中止】　0 ※ヤングフェスティバル広告協賛【中止】　0 ※中学校対校駅伝大会広告協賛【中止】　0 ※加入促進啓発物品作成　971,850 ※ホームページ運用経費　89,760
	(2)諸支出金	10,152	25,922	15,770	負担金等
5	戻出	0	0	0	
	(1)戻出	0	0	0	
6	予備費	79,911	70,844	△ 9,067	
	(1)予備費	79,911	70,844	△ 9,067	
合　計		2,381,921	2,079,975	△ 301,946	団体運営費　計　947,521 加入・活性化促進事業費　計　1,061,610 市への返還金（令和4年度予算で対応）　6,639 ※加入・活性化促進事業費の超過分114,019円は、団体運営費より流用 ※市への返還金は、市からの補助金と補助対象経費の差分。補助対象経費は区連会事業費合計2,009,131円のうち慶弔費15,770円を除いた1,993,361円。

栄区連合町内会 会計監査報告書

令和３年度栄区連合町内会に係る会計全般について、令和４年4月7日に監査を行いました。

その結果、金銭出納帳、収入伝票、支出伝票、領収書、預金通帳等関係書類を厳密に監査したところ、いずれも正しく適切に処理されており、収支決算書の記載どおりであると確認したことを報告します。

令和４年4月7日

栄区連合町内会

会計監査　横川恵　印

会計監査　指田弘　印

令和４年度　栄区連合町内会　事業計画書（案）

項　　目	実施内容
１　定例会議	**〇栄区連合町内会定例会（区連会）** 年 10 回開催 （原則 13 時 30 分～15 時 00 分開催）（８月及び 12 月は休会） 令和４年４月 20 日（水）、５月 20 日（金）、６月 20 日（月）、７月 20 日（水）、 ９月 20 日（火）、10 月 20 日（木）、11 月 21 日（月）、 令和５年１月 20 日（金）、２月 20 日（月）、３月 20 日（月）
２　研修会	**〇新任自治会・町内会長、同副会長研修会** ・５月中 ・各地区連合単位で出前講座方式による実施 ・主な対象者：令和４年度から新たに自治会・町内会長または副会長になられた方、令和２・３年度に自治会・町内会長または副会長になられ、研修会の受講を希望される方 **〇各種団体合同研修会（新型コロナウィルス感染状況を考慮し、中止の予定）**
３　新年懇談会	**〇新年懇談会の開催** ・令和５年１月 20 日（金）（会費制）
４　加入・ 活性化 促進事業	**〇栄区民まつりでのＰＲ** ・令和４年 11 月５日（土） **〇区内イベントへの協賛**（令和４年４月 20 日現在の予定） ・令和４年 11 月５日（土）栄区民まつり ・令和５年１月初旬　栄区民ロードレース大会 ・令和５年３月中旬　栄区中学校対校駅伝大会（※） ・令和５年３月中旬　SAKAE ヤングフェスティバル（※） ※中学校対校駅伝及び SAKAE ヤングフェスティバルの協賛金については、令和元年度分の繰越 **〇加入促進啓発リーフレット・物品作成** **〇栄区連合町内会ホームページの運用** **〇加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布** ・通年
５　諸支出金	**〇横浜市社会福祉協議会会費**

令和4年度　栄区連合町内会
収　支　予　算　書　【補助金事業分】

自　令和4年4月 1日
至　令和5年3月31日

収入合計額	2,006,649	円
支出合計額	2,006,649	円
差引残高	0	円

1　収入の部

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説　明
1　補助金	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	900,000	
2　雑収入	10	10	0	64	利息
3　繰越金	6,639	79,911	△ 73,272	79,911	市への返還金（令和3年度分） ※上記外の繰越金はその他事業費に移管
合　計	2,006,649	2,079,921	△ 73,272	2,079,975	

2　支出の部

●は加入・活性化促進事業費分

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説　明
1　会議費	43,200	43,200	0	21,600	
(1)会議費	43,200	43,200	0	21,600	定例会お茶代
2　事務費	116,000	116,000	0	266,333	
(1)消耗品費	50,000	50,000	0	207,933	事務用品等の購入
(2)通信費	62,000	62,000	0	58,400	研修会案内等連絡用切手、ハガキ
(3)使用料	4,000	4,000	0	0	借上タクシー代
3　人件費	620,000	620,000	0	538,406	
(1)ｱﾙﾊﾞｲﾄ費	620,000	620,000	0	538,406	定例会事務、自治会・町内会からの相談対応等
4　事業費	1,220,810	1,220,810	0	1,182,792	
(1)事業費	1,210,658	1,210,658	0	1,156,870	・新任自治会町内会長等研修会　180,000 ・各種団体合同研修会（302,000円）経費分は「その他事業費」に移管 ●イベント広告協賛　80,000 ●加入促進リーフレット・物品作成 830,658 ●ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ運用経費　120,000
(2)諸支出金	10,152	10,152	0	25,922	負担金等
5　戻出	6,639	0	6,639	0	
(1)戻出	6,639	0	6,639	0	市への返還金（令和3年度分）
6　予備費	0	79,911	△ 79,911	70,844	
(1)予備費	0	79,911	△ 79,911	70,844	
合　計	2,006,649	2,079,921	△ 73,272	2,079,975	

令和4年度　栄区連合町内会
収　支　予　算　書　【その他事業分】

自　令和4年4月 1日
至　令和5年3月31日

収入合計額	450,206	円
支出合計額	450,206	円
差引残高	0	円

1　収入の部

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説　明
1　会費	84,000	0	84,000	0	12千円×7人
2　負担金	302,000	302,000	0	0	各種団体合同研修会経費
3　繰越金	64,205	0	64,205	0	令和3年度補助金の戻入額を除外した額を計上
4　雑収入	1	0	1	0	利息
合　計	**450,206**	**302,000**	**148,206**	**0**	

2　支出の部

項　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説　明
1　事業費	386,000	302,000	84,000	0	
(1)懇談会費	70,000	0	70,000	0	5月、1月（予定）
(2)慶弔費	14,000	0	14,000	0	
(3)その他	302,000	302,000	0	0	各種団体合同研修会
2　事務費	22,000	0	22,000	0	
(1)事務費	22,000	0	22,000	0	郵券、封筒等
3　予備費	42,206	0	42,206	0	
(1)予備費	42,206	0	42,206	0	
合　計	**450,206**	**302,000**	**148,206**	**0**	

資料№. 21

区連会４月定例会資料
令和４年４月 20 日
区 連 会 事 務 局

令和３年度栄区連合町内会後援行事について（報告）

令和３年度に栄区連合町内会が後援した行事について報告します。

【後援】　※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	場所
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団第 64 回定期演奏会	令和３年 10 月 17 日（日）	鎌倉芸術館
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2021	令和３年 10 月 15 日（金）～11 月 18 日（木）	栄区民文化センターリリス、地球市民かながわプラザ
栄区子ども会連絡協議会	栄区こども会書道展	令和４年２月５日（土）～２月６日（日）	栄区社会福祉協議会内
栄区文化協会	さかえ春の文化祭	令和４年２月 17 日（木）～３月 13 日（日）	栄区民文化センターリリス、地球市民かながわプラザ
横浜市栄区社会福祉協議会	第２回栄区フードパントリー	令和４年２月 19 日（土）	栄区福祉保健活動拠点　ピアハッピィ栄
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団第 65 回定期演奏会	令和４年３月 20 日（日）	鎌倉芸術館

担当　栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）
野本・鵜池
電話 894-8391　FAX894-3099
Ｅメール sa-chishin@city.yokohama.jp